

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、道路工事現場等における交通誘導員として就労していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、舗装工事に伴う交通誘導の業務中に体調不良となり、社長に電話で体調不良のため社有車の車内で休憩する旨を連絡した。社長が被災者のところに駆けつけたところ、被災者が意識を失っていたため、直ちに救急車を呼んで被災者をC病院に救急搬送したが、同病院で死亡が確認された。死亡診断書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分」、「直接死因：心原性突然死」、「死因の種類：病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者は業務上の事由により死亡したとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名と発症時期についてみると、D医師が、要旨「体熱感はなく、血液検査からも心肺停止に至るほどの重症熱中症とは考えにくく、胸部症状を認めたことより心原性の疾病であると考えた」と述べていること等、被災者の症状の経過を踏まえ、当審査会は、被災者が平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、心臓性突然死（以下「本件疾病」という。）を発症し、同日午前〇時〇分死亡に至ったものと判断する。

(2) 本件疾病を含む虚血性心疾患等の業務起因性の判断基準は、認定基準のとおりである。

(3) 請求人は、被災者が①熱暑下で十分な水分補給もなく業務を遂行していたこと、②十分な休息を取ることができなかったこと、③いつ車が来るかわからない業務の性質上常に高い緊張を強いられたことが、認定基準の異常な出来事又は短期間の過重業務に当たると主張していることから、以下、それらの点について検討する。

ア 被災者が熱暑下で十分な水分補給もなく業務を遂行していたことが認定基準の異常な出来事又は短期間の過重業務に当たるとの主張についてみると、複数の会社関係者が、会社は飲料の準備や冷却材の使用等熱暑環境への対策に非常に神経を使っており、現場ではいつでも水分補給ができるようになっていたこと、また、被災者が業務中に適宜水分を補給していたところを現認した旨述べており、上記の請求人の主張を採用することはできない。

イ 被災者が十分な休息を取ることができなかったことが認定基準の異常な出来事又は短期間の過重業務に当たるとの主張については、Eが「交通誘導員は、現場の元請が法令に基づいて契約に盛り込んだ必要人数を現場に行かせているので原則はきちんと休憩が確保できる環境になっている。」と述べ、

Fが「大体の現場で休憩時間はきちんと確保できている。人数が足りなくて休憩が取れないという現場はごくたまにしかない。」と述べるなど、複数の会社関係者が会社では休憩時間はきちんと取れる環境になっていた旨述べており、それらの申述に不自然な点はなく信用に足るものと思料されることから、上記の請求人の主張を採用することはできない。

ウ いつ車が来るかわからないという業務の性質上常に高い緊張を強いられたことが、認定基準の異常な出来事又は短期間の過重業務に当たるとの主張についてみると、一件記録を精査するも、精神的緊張の程度が特に著しいことが明らかに確認できるものはなく、上記の請求人の主張を採用することはできない。

エ その他の過重負荷についてみると、決定書理由に説示するとおり、被災者には発症直前から前日までの間において異常な出来事に遭遇した事実は認められず、短期間及び長期間の過重業務も認められない。なお、請求人の主張する、被災者がリーダー格であったことや勤務時間が一定しなかったことが被災者の健康に及ぼした影響についても、一件記録を精査するも、それらを確認することはできなかった。

(4) 被災者の健康状態について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「被災者には、心臓疾患発症のリスクファクターである重症高血圧症（Ⅲ度高血圧症）、未治療の高LDLコレステロール血症、高度な肥満、高尿酸血症が認められていたが、コントロールは不十分であったと考えられる。」と述べており、本件疾病の個体側リスク要因として、被災者には高血圧症、肥満等の個体側リスク要因があったことが認められる。

(5) 以上のことから、本件は、自然経過により被災者が本件疾病を発症し死亡したとみるのが相当であって、当審査会としては、本件疾病と業務との間に相当因果関係はないものと判断する。

(6) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。